



基安化発第 0323001 号
平成 17 年 3 月 23 日

都道府県労働局労働基準部
労働衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質対策課長
(契 印 省 略)

石綿障害予防規則の周知に当たって留意すべき事項について

石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）の制定に伴う周知については、平成 17 年 3 月 18 日付け基発第 0318004 号（以下「局長通達」という。）をもって指示されたところであるが、その周知に当たっては、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

- 1 局長通達記の 3（1）なお書における本省から国土交通省及び環境省への周知協力依頼は、それぞれ別添 1 及び別添 2 により行ったところであること。
これにより、国土交通省から各都道府県建築担当部局長、各地方整備局建設部長等及び指定確認検査機関（国土交通省本省指定に限る）の長あて、環境省から各都道府県・各保健所設置市廃棄物行政主管部（局）長あて石綿則の周知についての協力依頼がそれぞれ発出される予定であること。
また、各都道府県建築担当部局より建築確認申請窓口及び解体工事業者登録窓口にパンフレットが配置されることとなること。
- 2 （社）全国解体工事業者団体連合会の会員事業者は別添 3 のとおりであること。
- 3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）の規定による解体工事業者の登録窓口部局は別添 4 のとおりであること。建設リサイクル法において解体工事業者登録簿は一般に閲覧の用に供しなければならないこととなっていることから、当該窓口部局との連携を図り、登録簿を活用し、効率的な周知を図ること。
- 4 石綿則の制定に伴い、石綿に係る健康診断結果報告の様式が特定化学物質等健康診断結果報告書（特定化学物質等障害予防規則様式第 3 号）から石綿健康診断結果報告書（石

綿則様式第3号)に変わることとなるが、健康診断結果報告は、健診実施の時点で義務が発生することとなり、報告様式はその時点のものを使用することとなる(例えば、石綿則施行日後に報告がなされたものであっても、健診実施年月日が施行日前の場合には、特定化学物質等健康診断結果報告書によることとなる)。

石綿則附則第8条において、当分の間、旧様式を取り繕って使用することができることとなっているが、OCIR 帳票では取り繕ったとしても機械で読みとることができないため、石綿則施行後の届出様式に係る混乱を避けるため、平成16年度に石綿に係る特定化学物質等健康診断結果報告書を提出している事業者を中心に、石綿則の周知の際にはこの点について正確な理解が得られるよう十分に説明すること。

- 5 パンフレットは3月末に発送される予定であること。